

改正 平成17年3月本部訓令第16号 平成18年3月本部訓令第10号  
平成22年3月本部訓令第4号 平成26年3月本部訓令第15号  
平成28年8月本部訓令第17号 平成29年3月本部訓令第6号  
令和2年3月26日本部訓令第10号 令和3年3月29日本部訓令第17号

青森県警察職員分限取扱規程を次のように定める。

青森県警察職員分限取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)及び職員の分限に関する条例(昭和26年12月青森県条例第98号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、青森県警察職員の分限の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 青森県警察本部(以下「県本部」という。)の課長、隊長、所長及び警察学校長並びに警察署長をいう。
- (2) 職員 青森県警察本部長(以下「本部長」という。)が任命する青森県警察職員(法第22条及び第22条の2第7項の規定による条件付採用期間中の者並びに法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された者を除く。)をいう。
- (3) 分限処分 法第28条第1項又は第2項の規定に基づき、職員をその意に反して降任し、免職し、又は休職する処分及び条例第3条第2項又は第3項の規定に基づき、職員をその意に反して降給する処分をいう。
- (4) 分限対象事由 法第28条第1項各号及び第2項各号並びに条例第2条及び第3条第2項各号及び第3項に規定する分限処分の事由をいう。
- (5) 分限手続 分限処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、所属の職員が分限対象事由(法第28条第1項第4号及び条例第3条第2項第4号の分限対象事由を除く。)のいずれかに該当し、分限処分を行うための手続(以下「分限手続」という。)に付する必要があると認めるときは、分限処分申立書(別記様式第1号)に次に掲げる資料を添えて、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)を経由して本部長に申し立てなければならない。

- (1) 分限手続に付する必要があると認められる職員(以下「被申立者」という。)の聴取書又は始末書。ただし、被申立者が供述若しくは始末書の提出を拒否したとき、又は所在不明その他やむを得ない事由があり、被申立者の聴取書及び始末書が得られないときは、事実調査書
- (2) 関係者の聴取書又は陳述書
- (3) 身上調査書(別記様式第2号)
- (4) 分限対象事由が心身の故障に起因するときは、本部長が別に指定する医師2名の診断書又はその事実を証明若しくは認定に足りる書面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な資料

(警務課長及び監察課長の責務)

第4条 警務課長及び監察課長は、職員が分限対象事由(法第28条第1項第4号及び条例第3条第2項第4号の分限対象事由を除く。)のいずれかに該当し、分限手続に付する必要があると認めるときは、前条に準じて本部長に申し立てなければならない。この場合において、監察課長は、警務課長を経由して申し立てなければならない。

(委員会の設置)

- 第5条 職員の分限処分に関する審査（以下「審査」という。）を行うため、県本部に青森県警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、職員が分限処分に該当するかどうかを公正に審査するものとする。  
（委員会の組織）
- 第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、本部長とする。ただし、委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が委員長を代理する。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
- (1) 警務部長
  - (2) 総務室長
  - (3) 生活安全部長
  - (4) 刑事部長
  - (5) 交通部長
  - (6) 警備部長
  - (7) 首席監察官
  - (8) 警察学校長
  - (9) 警務課長
- 4 委員長は、審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を委員に指名することができる。
- 5 委員会の庶務は、警務部警務課が行うものとする。  
（委員会の招集）
- 第7条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰するものとする。  
（審査の要求）
- 第8条 本部長は、第3条又は第4条の申立てを受けた場合において、被申立者を分限処分に付する必要があると認めるときは、分限審査要求書（別記様式第3号）に資料を添えて、委員会に審査の要求を行うものとする。  
（勤務等に関する指示等）
- 第9条 本部長は、委員会に審査の要求を行った場合において、必要があると認めるときは、被申立者が所属する所属長（以下「当該所属長」という。）に対し、被申立者の勤務に関する所要の措置を指示し、又は被申立者が保管する支給品若しくは貸与品を回収し、保管するよう命ずることができるものとする。
- 2 本部長は、前項の措置をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、当該所属長に対し、直ちに勤務に関する所要の措置の解除を命ずるものとする。  
（審査の通知）
- 第10条 委員会は、審査の要求があつたときは、その旨を分限審査通知書（別記様式第4号）により、被申立者に通知するものとする。ただし、法第28条第2項の休職の処分を行うとき、又は被申立者の所在が明らかでないときは、これを省略することができる。
- 2 前項の通知を受けた被申立者は、委員会に対し、口頭審査を要求することができる。この場合において、被申立者は、口頭審査を要求するか否かについて、分限審査に対する回答書（別記様式第5号）により、直ちに委員会に回答しなければならない。
- 3 被申立者が分限審査通知書の受け取りを拒否したとき、又は被申立者から回答がないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。  
（審査の方法）
- 第11条 委員会は、審査の要求があつたときは、直ちに期日を定めて審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、口頭審査の要求があつた日の翌日から起算して7日間は、審査を行うことができない。
- 2 審査は、書面審査とする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したとき、又は委員会が口頭審査を必要と認めるときは、口頭審査を行うものとする。
- 3 審査は、これを公開しないものとする。
- 4 審査は、委員の過半数が出席しなければこれを行うことはできない。

5 前項の規定にかかわらず、委員長は、書面審査を行う場合において、委員会を開催する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査を行うことができる。

6 審査は、審査を行う委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(口頭審査の手続)

第12条 委員会は、被申立者が口頭審査を要求したとき、又は口頭審査を必要と認めるときは、被申立者に対し、審査の期日の7日前までに審査の期日、場所等を口頭審査通知書(別記様式第6号)により通知しなければならない。

2 前項の口頭審査は、被申立者を出席させた上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなく出席しないときは、被申立者の出席なしでこれを行うことができる。

3 被申立者は、審査の期日の3日前までに、委員会に対し、被申立者の側の証人の出席を要求し、又は必要と認める資料を提出することができる。

4 委員会は、前項の要求を受けたときは、被申立者の側の証人を出席させなければならない。

5 委員会は、必要があると認めるときは、当該所属長その他関係者に証人としての出席又は資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第13条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する審査に参加することができない。

2 委員長は、委員が被申立者の所属長である場合その他審査を行うのに適当でないと認めるときは、当該委員を審査に参加させないことができる。

(記録)

第14条 委員会は、委員会を開催したときは、審査の状況を明らかにするために、分限審査議事録(別記様式第7号)を作成しなければならない。

(答申)

第15条 委員会は、分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を答申書(別記様式第8号)により本部長に答申するものとする。

(処分の手続)

第16条 本部長は、委員会の答申を受け、必要があると認めるときは分限処分を行うものとする。

2 分限処分は、本部長が分限処分に付そうとする者(以下「被処分者」という。)に対し、分限処分書(別記様式第9号)及び処分説明書(別記様式第10号)を交付して行わなければならない。

3 前項の文書の交付に際し、被処分者の所在を知ることができないときは、青森県報に登載して公告するものとし、公告の日から2週間を経過したときに交付があったものとみなす。

4 第2項の文書の交付に際し、被処分者がその受領を拒んだときは、交付があったものとみなす。

(分限簿)

第17条 警務課長は、分限簿(別記様式第11号)を備え、分限処分のあった都度これを記載するものとする。

(休職処分の継続)

第18条 所属長は、法第28条第2項第1号に該当する休職の処分を継続する必要があると認めるときは、休職継続申立書(別記様式第12号)に第3条第4号に規定する資料を添えて本部長に申し立てなければならない。

2 本部長は、前項の申立てを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会に対する審査の要求を省略し、処分の継続を行うことができる。

(復職等の手続)

第19条 所属長は、法第28条第2項の分限対象事由により休職している場合において、その事由が消滅したと認めるとき、又は被処分者から復職の申立てがあったときは、復職申立書(別記様式第13号)にその事実を認定できる資料を添えて、速やかに警務課長を経て本部長に復職を申し立てなければならない。

2 本部長は、前項の規定による申立てを受けた場合において、復職の決定をしたときは、当該被処分者に対し、通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に法第28条第2項第1号の分限対象事由により、休職を命ぜられている者は、この訓令に基づき分限処分を受けたものとみなす。

附 則 (平成17年本部訓令第16号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年本部訓令第10号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年本部訓令第4号抄)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年本部訓令第15号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年本部訓令第17号)

この訓令は、平成28年8月29日から施行する。

附 則 (平成29年本部訓令第6号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日本部訓令第10号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日本部訓令第17号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日	
分 限 処 分 申 立 書	
青森県警察本部長 殿	
所属長	
青森県警察職員分限取扱規程第3条の規定により、下記の者の分限について申し立てる。	
記	
被申立者	所 属 (係名： )
	現 階 級 等 (現階級昇任等年月日： 年 月 日)
	氏 名 (生年月日： 年 月 日生 歳)
	採用年月日 年 月 日 (現所属配置 年 月 日)
分限対象 事由	法第28条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 法第28条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 条例 <input type="checkbox"/> 第2条 条例第3条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 条例第3条 <input type="checkbox"/> 第3項 (※該当するものすべてに☑印で記入)
申立事実	
添付資料	
参考事項	

別記様式第2号（第3条関係）

身 上 調 査 書 <span style="float: right;">年 月 日</span>			
所属長			
被申立者	所 属	(係名： )	
	現 階 級 等	(現階級昇任等年月日： 年 月 日)	
	氏 名	(生年月日： 年 月 日生 歳)	
	採用年月日	年 月 日 (現所属配置 年 月 日)	
	俸 給	級 号	
過去の分 限・懲戒 処分の履 歴（別紙 記載可）	処分日	処分の種別・程度	主 な 処 分 理 由
勤務の状 況及び勤 務成績			
平素の行 状			
部内及び 部外の反 響			
処分を加 重又は軽 減すべき 事由			
処分に対 する意見			

年 月 日

分 限 審 査 要 求 書

青森県警察職員分限審査委員会委員長 殿

青森県警察本部長

青森県警察職員分限取扱規程第8条の規定により、次の者の分限について審査を要求する。

記

被申立者	所 属	(係名： )
	現 階 級 等	(現階級昇任等年月日： 年 月 日)
	氏 名	(生年月日： 年 月 日生 歳)
	採用年月日	年 月 日 (現所属配置 年 月 日)
事実概要		
添付資料		
参考事項		

年 月 日

分 限 審 査 通 知 書

所 属  
階級（職）  
氏 名 殿

青森県警察職員分限審査委員会委員長 印

あなたの次の事実について、当委員会に審査の要求があったので、青森県警察職員分限取扱規程第10条の規定により通知します。

この通知書を受け取ったときは、同条に規定する口頭審査を要求するかどうかを分限審査に対する回答書により、直ちに当委員会に回答してください。

事実概要	
備 考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 あなたがこの通知書の受取りを拒否したとき、又は青森県警察職員分限取扱規程第10条第2項の規定による回答をしないときは、同条第3項の規定により、口頭審査を要求しないものとみなします。</li><li>2 あなたが口頭審査を要求したとき、又は当委員会において口頭審査が必要と認めるときは、審査の期日及び場所をその期日の7日前までに、口頭審査通知書によりあなたに通知します。</li><li>3 あなたはこの件について、審査期日の3日前までに当委員会委員長に対し証人の尋問に関し必要な措置を求め、資料を提出することができます。</li></ol>

年 月 日

分限審査に対する回答書

青森県警察職員分限審査委員会委員長 殿

所 属  
階級（職名）  
氏 名

1 年 月 日付けの分限審査通知書を受領しました。

2 青森県警察職員分限審査委員会における口頭審査については、

- 要求します。
- 要求しません。

※ 該当する事項の□にレ印を記入すること。

年 月 日

## 口 頭 審 査 通 知 書

所 属

階級（職名）

氏 名 殿

青森県警察職員分限審査委員会委員長 印

年 月 日付けの分限審査通知書により、あなたに通知した事実について、次のとおり当委員会の口頭審査を行うこととしたので出席してください。

なお、あなたが相当の理由がなく出席しないときは、欠席のまま審査を行うものとします。

審査の期日	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
審査の場所	
参考事項	
備 考	あなたは、この件について審査の期日の3日前までに、当委員会委員長に対し、証人の尋問に関し必要な措置を求め、資料を提出することができます。

別記様式第7号（第14条関係）

分 限 審 査 議 事 録	
開 催 日 時	年 月 日 ( ) 午 時 分 ~ 午 時 分
開 催 場 所	
出 席 者	
被申立者 所 属 階級 (職名) 氏 名	
主たる発言内容	
処 分 の 種 別	
議 決 事 項	
備 考	

別記様式第8号（第15条関係）

年 月 日	
答 申 書	
<p>青森県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">青森県警察職員分限審査委員会委員長</p> <p>当委員会は、 年 月 日付け に関する分限審査要求について審査した結果、下記のとおり議決したので答申する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
審査の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
審査の場所	
被申立者 所 属 階級（職名） 氏 名	
委員会の決定	（分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を記載）
審査を行った 委員長、委員 （決定に賛成 する委員長、 委員は☑印を いれる）	委員長 <input type="checkbox"/> 委 員 <input type="checkbox"/>
	委 員 <input type="checkbox"/> 委 員 <input type="checkbox"/>
	委 員 <input type="checkbox"/> 委 員 <input type="checkbox"/>
	委 員 <input type="checkbox"/> 委 員 <input type="checkbox"/>
	委 員 <input type="checkbox"/> 委 員 <input type="checkbox"/>

分 限 処 分 書

官 職		氏 名	
分限処分の 内容	(分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を記載。)		
<p style="text-align: center;">により上記のとおり処分する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">青森県警察本部長</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>			
交付年月日	年 月 日	交付場所	

## 処 分 説 明 書

処 分 者	青森県警察本部長 氏名 印		
被 処 分 者	所属	階級（職名）	氏名
処分年月日	年	月	日
処分種別			
根拠法規			
処分事由			
交付年月日			

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、地方公務員法第49条の2及び第49条の3の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県人事委員会に対し審査請求をすることができます。  
 なお、処分があったことを知った日から起算して3か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に対する処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 審査請求に対する裁決を経た後は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は、青森県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。



年 月 日

青森県警察本部長 殿

（所 属 長）

休 職 継 続 申 立 書

次の者の休職の継続について、次のとおり申し立てる。

記

1 被申立者  
所属、係名、階級（職名）、氏名、生年月日（年齢）

2 休職継続理由

3 添付資料

年 月 日

青森県警察本部長 殿

（所 属 長）

復 職 申 立 書

次の者の復職について、次のとおり申し立てる。

記

1 被申立者  
所属、係名、階級（職名）、氏名、生年月日（年齢）

2 復職理由

3 添付資料